

令和3年度 第4回
日野市教育委員会臨時会議事録要旨

令和3年（2021年）7月30日

日野市教育委員会

令和3年度第4回日野市教育委員会臨時会

開催日時 令和3年(2021年)7月30日(金)
17時23分～17時37分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 米田 裕治 委 員 高木 健夫
委 員 西田 敦子 委 員 真野 広
委 員 東 桜子

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教 育 部 長 村田 幹生 教育部参事 谷川 拓也
庶務課長 伊藤 浩一

傍聴者 なし

書記 庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実に相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

委 員

真野 広

議事録署名

教育長職務代理者

高木 健夫

議事内容

議案

- 第15号 日野市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する
規程の制定について
- 第16号 日野市立学校職員の措置について

協議事項

- 第7号 令和4年度使用日野市立中学校教科用図書採択について

(議事の要旨)

開始 17時23分

[米田教育長]

ただいまから、令和3年度第4回日野市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案2件、協議事項1件です。

なお、議案第16号は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、議案第16号は会議規則第10条の規定により公開しない会議とし、会議の最後に審議いたします。

議案第15号・日野市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規程の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第15号 日野市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の
委任等に関する規程の制定について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書1ページをご覧ください。議案第15号・日野市立教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規程の制定についてご説明いたします。

現在日野市教育委員会教育長である米田教育長の任期は平成30年8月3日から令和3年8月2日までとなっております。現在までのところ、後任の教育長は選任されておりません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定では、教育長が欠けたときはあらかじめその指名する委員が教育長の職務を行うものとなっております。この規定に従いますと、令和3年8月3日からは教育長職務代理者であります高木委員がその職務を行うこととなります。しかしながら教育委員は非常勤の職であり、常勤の職員として教育長の担っている職務のすべてを行うのは難しい部分がございます。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定では、教育長職務代理者が担った職務権限の一部を事務局の職員に委任できるとされています。

2ページ目をご覧ください。以上のことから今回日野市教育委員会職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規程を制定し、教育委員会事務局の部長である教育部長に次の事務を委任、または臨時に代理させることができるよう、必要な事項を定めるものです。

第1条につきましては、本規程の趣旨を定めてございます。

第2条につきましては、委任する事務を規定しております。委任実施する事務の1つめとして、日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条の規定により教育長に委任された事務及び事項。2つめとして日野市教育委員会事務局事務決裁規程第7条の規定により、教育長が決裁することができる事項。この2つについて、事務を委任することができるようにするものです。

なお、規程の施行については、令和3年8月3日から施行するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見をお伺いします。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。

日野市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規程の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

では次に、協議事項第7号・令和4年度使用日野市立中学校教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いいたします。

○協議事項第7号 令和4年度使用日野市立中学校教科用図書の採択について

[谷川教育部参事]

それでは今年度の中学校教科用図書の採択について、ご説明をさせていただきます。

日野市では令和元年度に小学校教科用図書、令和2年度に中学校教科用図書の採択が適切に行われたところでございます。教科用図書の採択は、無償措置法第14条の規定に基づき、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないと定められています。また無償措置法第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を採択する期間を4年とされています。従いまして小学校においては令和5年度、中学校においては令和6年度まで採択された教科書を引き続き使用することとなります。しかし令和3年度において中学校社会科歴史的分野にて自由社の新しい歴史教科書が教科用図書検定規則に基づき、検定・審査・不合格の決定の通知にかかる年度の翌年の再申請により令和2年度に文部科学省の検定を経て、新たに発行されることになりました。無償

措置法施行規則第6条第3項には新たに発行されることになった教科書の種目については、採択替えを行うことが可能であると示されています。また、採択替えを行うか否かについては、採択権者の判断によるべきものであることも示されています。つきましては今年度の教科用図書の採択にあたっての日程と方法についてご協議いただきたいと存じます。

事務局から日程と方法について提案させていただきます。教科書採択は8月31日までに採択し、決定することが求められていますので、8月の定例会で中学校社会科歴史的分野の教科用図書について採択替えを行うか否かについて協議をしていただきたいと考えております。日野市教育委員会事務局では、教育委員会において採択替えを行うか否かについての判断していただく準備として、新たに検定に合格した中学校社会科歴史的分野の教科用図書について6月に各中学校で、7月に教科委員会で調査・研究を行っております。

今後の日程でございますが、本日教育委員の皆様には新たに合格した中学校社会科歴史的分野の教科用図書について調査・研究をお願いしたいと考えています。また教科委員会の報告につきましても8月の定例会の前に実施させていただきたいと考えております。そのうえで8月の定例会において、中学校社会科歴史的分野の教科用図書の採択替えを行うか否かについて協議をしていただきたいと考えております。日程と内容については以上でございます。ご協議いただきますようお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければご意見をお願いいたします。

[高木委員]

参事から教科用図書の採択についての日程と方法、考え方のご説明をいただきました。ご存じのように昨年採択の審議を行い、この4月から中学校の場合においては新しい教科書が使用されてきたということで、今年度は学習指導要領が改訂された新年度だということ、それに合わせた教科書が実際学校現場で使われ始めたということで、非常に大きな節目を迎えています。ここで新たな検定本が生じているとの採択の可否についての業務が発生しているわけなのですけれども、私自身節目の年に際して学校現場の混乱がないような形で進むのが大事ではないかと考えております。そんな方向で皆さんと論議、審議をしていきたいと考えております。どうぞよろしくようお願いいたします。

[米田教育長]

どうぞご意見お願いいたします。

[西田委員]

参事から示されました令和4年度使用日野市立中学校教科用図書の採択についての日程と内容について、特に意義ございませんので、それに従って進めていただきたいと

思います。

[米田教育長]

他にご意見、よろしいでしょうか。

それでは教科委員会の報告については8月の定例会の前に実施をし、そのうえで8月の定例会において中学校社会科歴史的分野の教科用図書採択替えを行うか否かについて協議をするという順番で進めていきたいと思っております。

それでは、協議事項第7号を終了いたします。

これより、議案第16号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思っております。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員は退席してください。

なお、本件の終了をもって、令和3年度第4回教育委員会臨時会を閉会といたします。

(関係職員以外退室)

「日野市立学校職員の措置について」

は公開しない会議の中で審議

[米田教育長]

異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて令和3年度第4回教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉会 17時37分